⑮　その他

ａ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

ｃ　会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。

（15－２）　外国投資口予約権の内容

第四号の三様式「記載上の注意」(13－２）から（13－６）までに準じて記載すること。

⑯　外国投資法人債券の形態等

⑹に準じて記載すること。ただし、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

⑰　外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社

ａ　外国投資法人債管理者（外国投資法人債券に係る投資法人債管理者に類するものをいう。）又は外国投資法人債（外国投資法人債券に表示される権利をいう。⑷７ｂにおいて同じ。）の管理会社（以下⑰において「外国投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（外国投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

ｂ　外国投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理者等を記載すること。

ｃ　「外国投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

⑱　短期外債

第四号の三様式「記載上の注意」⑮に準じて記載すること。

⑲　主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近５計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（６月を１計算期間とする外国投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。）にあっては、10計算期間）に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」⑯に準じて記載すること。

⑳　外国投資法人の目的及び基本的性格

ａ　規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。

ｂ　外国投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉑　外国投資法人の仕組み

ａ　外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｂ　外国投資法人及び外国投資法人の関係法人（資産運用会社（資産運用会社に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第22項に規定する資産保管会社に相当する者をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者に相当する者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下ｂ、⑹０ｂ及び⑺３において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

㉒　外国投資法人の機構

ａ　外国投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、外国投資法人による関係会社（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　外国投資法人の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。

㉓　外国投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（外国投資法人が発行することができる投資口（外国投資法人に対する権利であって投資口の性質を有するものをいう。以下この様式において同じ。）の総口数をいう。）及び発行済投資口（外国投資法人が発行している投資口をいう。㉔において同じ。）の総口数を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

㉔　主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下㉔及び㊿において「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

㉕　投資方針

外国投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉖　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　外国投資法人が、不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下ｃ、㊳ｃ及び㊴ｄにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下ｃ、㊳ｃ及び㊴ｄにおいて「株式等」という。）の総数の50％を超えて株式等を有する場合には、不動産保有法人ごとに、不動産保有法人に対する出資額、不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、当該外国投資法人の資産に属する不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

㉗　分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

㉘　投資制限

ａ　法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

ｂ　有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

㉙　投資リスク

ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（ｄにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｄ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。